

老人保健医療受給者証を更新

◎老人保健医療受給者証

現在、老人保健制度に該当されている方（昭和7年9月30日以前に生まれた方または65歳以上で一定の障害をお持ちの方）が、医療

機関の窓口で支払う医療費の割合は毎年、前年中の所得により見直しを行い、8月1日から適用しています。また、今年度の見直しでは、所得の基準も改正されます（下表）。

見直しの結果、負担割合が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合を記入した受給者証を送付します。8月1日以降、新しい受給者証を医療機関に提示してください。古い受給者証は保険年金課まで返却してください。

◎高齢受給者証も

方には、所得状況に応じて、1割または2割の負担で医療が受けられる「高齢受給者証」を交付しています。この受給者証は老人保健医療受給者証と同様に、前年中の所得に基づいて見直しを行っています。8月1日以降新しい負担割合が適用となります。市では7月下旬に対象者

◎高齢受給者証とは

全員に新しい受給者証を送付しますので、8月1日以降は新しい受給者証を医療機関に提示していただき、古い受給者証は保険年金課へ返却してください。

AEDを取り入れた救命講習を開始

これまで医師と救急救命士にしか認められていなかった、自動体外式除細動器（AED）を使用した電気ショックの実施が市民にも認められました。そこで、市消防署では、普通救命講習にAEDを取り入れ、新しい普通救命講習を実施します。

普通救命講習Ⅰ

…市民の方対象

一般市民向けの救命講習です。基本的な心肺蘇生法とAEDを理解し、取り扱えるように3時間の講習を

普通救命講習Ⅱ

…AED設置事業所に勤務の方対象

実施します。効果測定を実施し、修了証を交付します。

▽日程 8月21日（日）午前8時45分～正午

▽場所 市消防本部2階会議室。

※毎月実施。今後の日程等は広報えびなどでお知らせします。

AEDを設置している事業所等に勤務している方、または普通救命講習Ⅱを希望する市民の方が対象の救命講習です。心肺蘇生法とAEDの取り扱いを習得する4時間の講習です。実技と筆記試験を実施し、修了証を交付します。

なお、AED設置事業所でAEDを使用した電気ショックを行うためには、普通救命講習Ⅱの受講が義務付けられています。

▽日程 8月8日（月）午後1時～5時

▽場所 市消防本部2階会議室



▲AED実施の訓練をする救急隊員

どちらの講習も受講資格は従来と変わりません。市内在住・在勤の中学生以上で5分間以上心肺蘇生法が

自動体外式除細動器（AED）とは

自動体外式除細動器（AED）はコンピューターを利用した医療機器であり、傷病者の心電図を自動解析し、電気ショックが必要となる心電図波形を高い精度で判断します。電気ショック

クが必要な場合に限って、使用者に対して音声指示を出すようになっており、それ以外の場合は電気ショックが行なわれないように安全性が確保されています。

できる体力のある方です。費用は無料、先着20人を受け付けます。

☎ 直接または電話で、消防総務課か消防署（☎231・0355）24時間受付。

話で、消防総務課か消防署（☎231・0355）24時間受付。

今年70歳を迎える方は、誕生日の月に受給者証が送付され、誕生日の翌月から使用できるようになります。

なお、高齢受給者証も老人保健医療受給者証と同様に所得の基準が改正されます（下表）。

☎ 同課国保担当。

統計グラフコンクール

県統計協会では、統計思想の普及および向上を目的に、統計グラフコンクールを実施します。優秀な作品は、統計グラフ全国コンクールへ出品しますので、奮って応募ください。

▽応募資格 市内在住または在学・在勤の小学生以上の方

▽課題 自由

▽グラフの大きさ 72.8cm×51.5cm（B2判）縦横どちらでも可

▽応募先 〒243-0492 情報システム課へ郵送または直接持参

▽締め切り 9月6日（火）必着

▽応募上の注意 ①作品は自分で創作したものに限り ②作品の裏面には

優秀な作品は全国出品へ

(例)用紙を縦に用いた場合

統計グラフ表面 (B2判)

のりしろ 3cm

観察記録または利用した統計資料 (B5判またはA4判)

属。情報システム課統計担当。

表題・市名・学校名・学年（一般の場合は、表題・住所・電話番号・職業・年齢）に明記 ⑤応募点数に制限はないが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は不可

③観察記録または利用した統計資料はB5判またはA4判の大きさで左図の

⑥合作は1作品につき3人以内

▽入選発表表 9月下旬（予定）

▽その他 入選作品の著作権は県統計協会に帰属。

小学生以上の方・作品募集

平成17年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集します。明るく、美しく、美しいポスターを待っています。

▽応募資格 小学校児童、中学校・高等学校の生徒

▽規格 四ツ切もしくはハツ切の大きさで、画材は自由

▽応募方法 作品の裏右下に、都道府県名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入のうえ、市内小中学校の児童・生徒は通学している学校へ指定日までに提出。私立小中学校の児童・生徒および高等学校の生徒は、9月2日（金）までに、選挙管理委員会事務局へ直接持参してください。

☎ 同事務局。

選挙啓発ポスターコンクール

■所得基準改正の内容■

		現 行	改正後
一定以上所得者（2割負担者）		市民税課税所得 124万円以上	市民税課税所得 145万円以上
申請により 1割負担に なる世帯	高齢者単独世帯	収入額 450万円未満	収入額 484万円未満
	高齢者複数世帯	合計収入額 637万円未満	合計収入額 621万円未満

※高齢者単独世帯とは、世帯内に70歳以上の方が1人いる世帯であり、高齢者複数世帯とは、世帯内に70歳以上の方が2人以上いる世帯です。